

平成29年11月定例会

総務委員会説明資料（その2）

徳島県警察本部

目

次

I 提出案件	-----	1
1 その他の議案	-----	1
（1）条例案	-----	1
① 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	-----	1

I 提出案件

1 その他の議案

① 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

ア 改正の理由

平成29年10月17日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の警察職員の給与について改定を行う等の必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

(a) 全ての給料表について、若年層に重点を置きながら、全ての号俸において給料月額を引き上げることとする。

b 諸手当の改定

(a) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の95（特定幹部警察職員にあつては、100分の115）に引き上げることとし、また、再任用警察職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の45（特定幹部警察職員にあつては、100分の55）に引き上げることとする。

(b) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の90（特定幹部警察職員にあつては、100分の110）に引き上げ、12月期の支給割合を100分の90（特定幹部警察職員にあつては、100分の110）に引き下げることとし、また、再任用警察職員の勤勉手当について、6月期の支給割

合を100分の42.5（特定幹部警察職員にあつては、100分の52.5）に引き上げ、12月期の支給割合を100分の42.5（特定幹部警察職員にあつては、100分の52.5）に引き下げることをとする。

(c) 勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改めることをとする。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

a 期末手当の改正

(a) 12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとする。

(b) 6月期の支給割合を100分の165に引き上げ、12月期の支給割合を100分の165に引き下げることをとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のbの(b)、(c)及びイの(イ)のaの(b)については、平成30年4月1日から施行することとする。

(イ) イの(ア)のaの(a)については平成29年4月1日から、イの(ア)のbの(a)及びイの(イ)のaの(a)については同年12月1日から適用することとする。